## 立教新座中学校・高等学校 いじめ防止基本方針

2014年4月1日策定 2018年1月11日改定

### 1. はじめに

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある。本校のいじめ防止基本方針は、生徒の尊厳を保持するために、どの生徒も加害者にも被害者にもなりうることを認識した上で、すべての生徒を対象に、いじめ防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することを目的とする。

このいじめ防止基本方針に基づく対応を徹底することにより、本校のいじめへの対応が 組織として一貫したものとなり、生徒が学校生活を送る上での安心感を与え、また、いじめ の加害行為の抑止や加害生徒への成長支援にもつながるものとなるようにする。

# 2. いじめ防止のための取り組み

学校は、すべての生徒が安心し安全に学校生活を送れるような環境作りを促進する。その ために、以下のような取り組みを行う。

- ・教職員は、授業や課外活動など学校生活全般を通して、生徒のコミュニケーション能力を伸ばし、互いを認め合う人間関係の育成に取り組む。
- ・個々の生徒の自己存在感や自己有用感を大切にし、生徒ひとりひとりが達成感を得られるような活動を心がける。
- ・人権教育や校外活動などの学校行事も活用しながら、生徒がいじめの防止に資する活動 に自主的に取り組むことで、生徒の社会性の育成につなげる。

また、学校は、いじめ防止のための組織を設置する。

- ・この組織は通常、教頭、生徒部長、特別支援教育コーディネイター、各学年主任で構成 する。
- ・早期発見や対処の際には、その事案に応じて、担任を含めた他の学年構成員や部活動顧問、養護教諭、学校医、スクールカウンセラー、チャプレンを加えるなど、柔軟に編成する。

この組織は、いじめ未然防止のための環境作りを行う役割、いじめの早期発見・事案対処を行う役割、いじめ未然防止に関する実践的な各種取組の計画作成・実施・点検・見直しを行う役割などを担うものとする。

# 3. いじめの早期発見

教職員が、生徒の小さな変化に気づくことが大切である。けんかやふざけ合いであっても 見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情や生徒の感じる被害性 に着目しながら早期発見に努める。そして、その情報を生徒のプライバシーに配慮しながら 関係者で共有し、迅速に対応することが必要である。

そのために、担任や学年構成員は、日々のホームルームやアンケート調査、定期的な個人面談を通して個々の生徒の状況を把握する。また、授業担当者や部活動担当者も、日々の授業や活動を通して生徒の様子を掌握する。そして、必要に応じて担任、学年構成員、授業担当者、課外活動担当者、スクールカウンセラー、養護教諭などが情報の交換などの連携をとり、いじめを早期に発見する。

さらに、生徒や保護者がいつでも関係者に相談しやすい環境を整える。

## 4. いじめに対する対処

いじめが疑われる状況が発見されたら、教職員は個人で抱え込まず、2 に記された組織を 中心に報告・相談し、迅速に学校の組織的な対応につなげる。

この組織は、調査、情報の収集・集約、記録、共有化をおこない、被害生徒やその保護者への支援および加害生徒やその保護者への指導に関する体制および方針を決定する。ただし、いじめられた生徒の立場に立って、いじめに当たると判断した場合にも、その全てが厳しい指導を要する場合であるとは限らない。すぐに加害者が謝罪し、教職員の指導によらず良好な関係を再び築くことができた場合等においては、学校は「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応をとることがあり得る。いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められた場合やそのおそれがある場合には、学校の設置者である立教学院や所轄警察署などと連携をとり対処する。

その後は、他の生徒への啓発も含めて相当の期間を設定して状況を注視し、再発の防止に万全を尽くす。

## 5. 重大事態に対する対処

次のような重大事態が発生した場合は、①~⑥のような対応をとる。

- (1)いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- (2) いじめにより生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

なお、生徒や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったときは、 その時点で学校がいじめの結果ではない、あるいは重大事態とはいえないと考えたとして も、重大事態が発生したものとして、調査や報告をおこなう。

① 重大事態発生の報告

学校は、重大事態発生の事実を、埼玉県知事および設置者である立教学院に報告する。

② 調査主体の決定

立教学院が調査主体となるのか学校が調査主体となるのか、学院と学校との役割分担も含めて立教学院が判断する。

③ 学校が調査主体となった場合の調査の実施

2に記された組織を母体とし、専門的知識を有した第三者を加えた組織で対応にあたる。その際には、客観的な事実関係を明確にすることに努める。

④ 情報の提供

学校は、いじめを受けた生徒やその保護者に対し、情報を適切に提供する。

⑤ 調査結果の報告

学校は、調査結果を立教学院および県知事に報告する。その際、いじめを受けた生徒やその保護者の希望により、彼らの所見を添付する。必要に応じて、県知事による再調査が行われる場合がある。

⑥ 措置の実施

学校は、調査結果を踏まえた必要な措置をとる。

#### 6. 検証と見直し

2に記した組織が中心となり、各年度の終了時にはその年度の取り組みを振り返り、次年度に活かすことができるように、本基本方針の見直しをする。